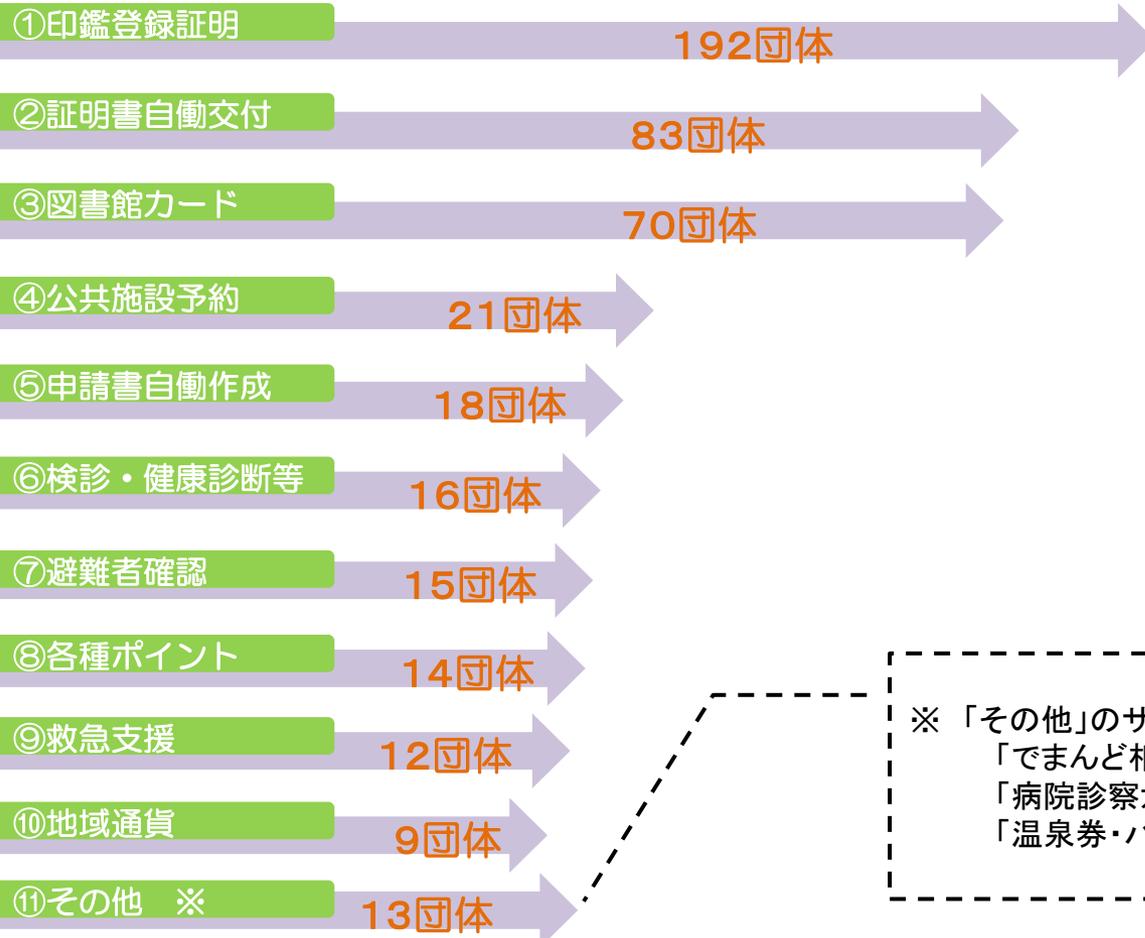


# 個人番号カードの普及促進に関する取組状況（サービス別）

## 個人番号カードの多目的利用

公的個人認証または条例制定による空き領域利用等により、市区町村等は個人番号カードの多目的利用を行うことが可能。平成27年3月に実施した「個人番号カードの普及促進に係る取組状況調査」のとりまとめ結果による。



※ 「その他」のサービスとしては  
「でまんど相乗りタクシー」「スポーツ施設利用」  
「病院診察カード」「高齢者いきいきカード」  
「温泉券・バス券」等